

宿泊施設魅力向上対策事業に係る審査基準

1 目的

宿泊施設魅力向上対策事業について、随意契約の相手方を決定するために行う書面審査及びオンライン審査の基準を定めることを目的とする。

2 審査方法

- (1) 企画提案書及び経費見積書の内容に基づき、審査員が書面審査及びオンライン審査会を実施する。
なお、オンライン審査会については、書面審査を通過した者のみ対象とする。
- (2) 審査員は、企画提案書について、次項「3 評価基準等」に掲げる審査項目ごとに評価を行った上で、総合評価を行う。
- (3) 審査員は全ての企画提案書の審査後に、全ての企画提案者の順位（最上位を1位）を決定する。
- (4) 全ての企画提案者のうち、最も多く1位を獲得、かつ3名以上の審査員から総合評価B以上を獲得した者を最優秀提案者とする。
- (5) 最も多く1位を獲得した者が複数ある場合は、審査員の合議により決定する。

3 評価基準等

評価項目	評価基準	評価
(1) コンサルティングに活かすことができる実務経験について	宿泊施設等での実務経験はあるか、もしくは相応の能力があるか。	
(2) コンサルティングの実績について	宿泊施設コンサルティングの実績はあるか、もしくは相応の能力があるか。	
(3) 事業目的達成のためのコンサルティングの内容について	事業の成果指標が明確になっており、事業目的を達成できる内容となっているか。	
(4) 事業効果定着のための実施内容について	従業員の理解・浸透が得られ、コンサルティング終了後も、対象施設が継続して取り組める内容となっているか。	
(5) コンサルティング成果を県内事業者へ普及させるための取組内容について	今回の取組成果を県内の事業者へ普及できる内容となっているか。	
総合評価		

【評価段階】

- S：期待水準を大きく上回る提案
- A：期待水準以上の提案
- B：おおむね期待水準どおりの提案
- C：期待水準を下回る提案
- D：期待水準を大きく下回る提案